

川井浄水場再整備事業

入札説明書

平成 20 年 6 月

横浜市

目 次

第1	入札説明書の位置づけ	1
第2	事業概要	2
1	事業名称	2
2	事業の対象となる公共施設等の種類	2
3	事業目的	2
4	施設等の概要	2
5	事業方式	3
6	対象業務	3
7	対象業務におけるサービスの範囲と水準	4
8	提供されるサービスに対する対価の支払	4
9	事業期間	4
10	事業スケジュール	4
11	予定価格	5
12	遵守すべき関係法令等	5
第3	事業者の選定	6
1	事業者選定方式	6
2	審査委員会の設置	6
3	入札参加資格に関する事項	6
4	入札保証金	10
5	事業者選定のスケジュール等	11
第4	本事業における契約の基本的な考え方	17
1	事業契約に関する基本的な考え方	17
2	契約保証金	17
3	保険	18
4	市とSPCの責任分担	18
5	融資者との直接協定の締結	19
第5	本事業に関する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援	20
1	法制上及び税制上の措置	20
2	財政上及び金融上の支援	20
3	その他の支援	20
第6	その他本事業の実施に関する事項	21
1	本事業に係る情報の提供方法	21
2	入札に当たっての費用の負担及び報奨金の交付	21
3	提案書の取扱い	21
4	入札に際し使用する言語、単位及び通貨単位並びに時刻	21
5	応募者を構成する法人の名称の公表	21
6	本事業の入札に関する苦情の申立て	21
7	本事業の契約に関する窓口	22
8	本事業の事務局	22

別紙 落札者決定までの手順

<入札説明書別添資料>

- 別添資料1 業務要求水準書
- 別添資料2 落札者決定基準
- 別添資料3 提出書類作成要領及び様式集
- 別添資料4 基本協定書（案）
- 別添資料5 事業契約書（案）

第1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、横浜市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成20年3月3日に特定事業として選定した川井浄水場再整備事業（以下「本事業」という。）を実施するSPC（本書第4-1（2）において定義する。以下同じ。）設立の母体となる民間事業者を募集し、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）により選定するために交付するものである。

入札説明書は、以下により構成される。

- 1 入札説明書
- 2 入札説明書別添資料
 - (1) 別添資料1 業務要求水準書
 - (2) 別添資料2 落札者決定基準
 - (3) 別添資料3 提出書類作成要領及び様式集
 - (4) 別添資料4 基本協定書（案）
 - (5) 別添資料5 事業契約書（案）

入札説明書に添付する別添資料は、入札説明書と一体のものである（以下入札説明書、入札説明書別添資料を総称して「入札説明書等」という。）。応募者（本書第3-1において定義する。以下同じ。）は、入札説明書等に基づき提出書類を作成しなければならない。

本事業の基本的な考え方は、平成19年12月14日に市が公表した「川井浄水場再整備事業実施方針」（以下「実施方針」という。）と同様であるが、本事業の提示条件等については、「川井浄水場再整備事業実施方針に関する質問回答書」（平成20年1月25日公表。以下「実施方針に関する質問回答書」という。）及び「川井浄水場再整備事業業務要求水準書（案）に関する質問回答書」（平成20年3月31日公表。以下「業務要求水準書（案）に関する質問回答書」という。）並びに平成19年12月14日から平成20年1月11日までに受け付けた実施方針に関する意見の結果を反映し、若干の変更・修正を加えているため、応募者は入札説明書等の内容を踏まえた上で入札に参加するよう留意されたい。なお、実施方針及び実施方針に関する質問回答書並びに業務要求水準書（案）に関する質問回答書は入札説明書等の参考資料として位置づけられるものであるが、入札説明書等とこれらとの間に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答書並びに業務要求水準書（案）に関する質問回答書によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

川井浄水場再整備事業

2 事業の対象となる公共施設等の種類

浄水場施設

3 事業目的

「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」（平成18年7月）においては、「浄水施設の耐震性をより一層向上させて、地震に強い浄水施設に再整備する。水質・水圧の面で有利な自然流下系の浄水場を優先的に再整備して、位置エネルギーを利用した処理方式の採用を検討する。経済的な施設に再整備し、1浄水場1水源系統の合理的な水運用を行う。」との再整備方針を定めている。

この中で川井浄水場は、明治34年に築造され、昭和30年代から50年代にかけて改修・改築を行っているものの、老朽化が著しく耐震性にも問題があることなどから、更新の必要性が高い浄水場である。

そのため本事業において、川井浄水場を全面的に更新し、導水水圧を有効利用した膜ろ過方式を導入して道志川系全量进行处理すべく再構築を図り、良質な水の安定的かつ継続的な供給に寄与することを本事業の目的とする。

4 施設等の概要

(1) 建設用地の条件

ア 所在地

横浜市旭区上川井町 2555 番地

イ 敷地面積

69,820 m²（このうち、事業者側管理範囲と想定される面積は約 30,700 m²）

ウ 地域地区等

(ア) 都市計画による制限

- a 用途地域：準工業地域
- b 防火・準防火地域：準防火地域
- c 高度地区（最高限）：第5種高度地区
- d 建ぺい率：60%
- e 容積率：200%

(イ) 建築・造成等に関する制限

- a 日影規制：高さが10mを超える建築物／4.0m／5時間／3時間

(2) 対象施設

ア 新設対象施設

- (ア) 浄水施設
- (イ) 配水池
- (ウ) 薬品設備
- (エ) 事業者用管理棟
- (オ) 排水処理施設
- (カ) 電気設備
- (キ) 計装設備
- (ク) 場内配管
- (ケ) その他必要な附帯施設

イ 撤去対象施設

- (ア) 着水井
- (イ) 沈澱池（1号・2号・3号）
- (ウ) 旧緩速ろ過池（2池）
- (エ) 急速ろ過池（8池）
- (オ) 配水池（1号・2号・3号）
- (カ) 排水池（3池）
- (キ) 旧排水池
- (ク) 排泥池
- (ケ) 揚水ポンプ所
- (コ) 場内配管
- (ク) その他不要な附帯施設

5 事業方式

本事業は、新設対象施設を設置し、市に所有権を移転した後に維持管理を行う、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

6 対象業務

本事業の業務は、次に列挙するとおりである。本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、浄水場施設の整備及び維持管理を一体の事業として実施する。

また、市は水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3の規定に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者に委託すること（以下「第三者委託」という。）を予定しており、事業者は受託水道業務技術管理者を置き、水道施設の管理を行う。

詳細は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」のとおりとする。

(1) 浄水場施設整備業務（新設・撤去）

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 工事業務

- エ 工事監理業務
- オ 周辺影響調査・電波障害等対策業務
- (2) 浄水場施設維持管理業務
 - ア 運転管理業務
 - イ 保全管理業務
 - ウ 水質管理業務
 - エ 災害・事故対策業務
 - オ 安全衛生管理業務
 - カ 施設公開業務
 - キ 保安業務
 - ク 清掃業務
 - ケ 事業終了時の引継ぎ業務

7 対象業務におけるサービスの範囲と水準

事業者は、事業期間にわたり、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」に示す水準を確保することとあわせて、提案書及びヒアリング（各々、本書第3 1（2）において定義又は使用される意味を有する。）において確認した内容を全て履行しなければならない。浄水の水質は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙2に示す浄水水質要求水準値を確保する。本事業の対象となる浄水場施設整備業務（新設・撤去）に要求される性能及び対象となる浄水場維持管理業務（以下「維持管理業務」という。）に要求するサービスの水準は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」に示すとおりである。

8 提供されるサービスに対する対価の支払

市は、事業契約に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。詳細は、入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」別紙5に示す。

9 事業期間

本事業は、原則として、事業契約締結の日から平成46年3月31日までを事業期間とする。

なお、維持管理期間は維持管理開始後20年間とする。

10 事業スケジュール

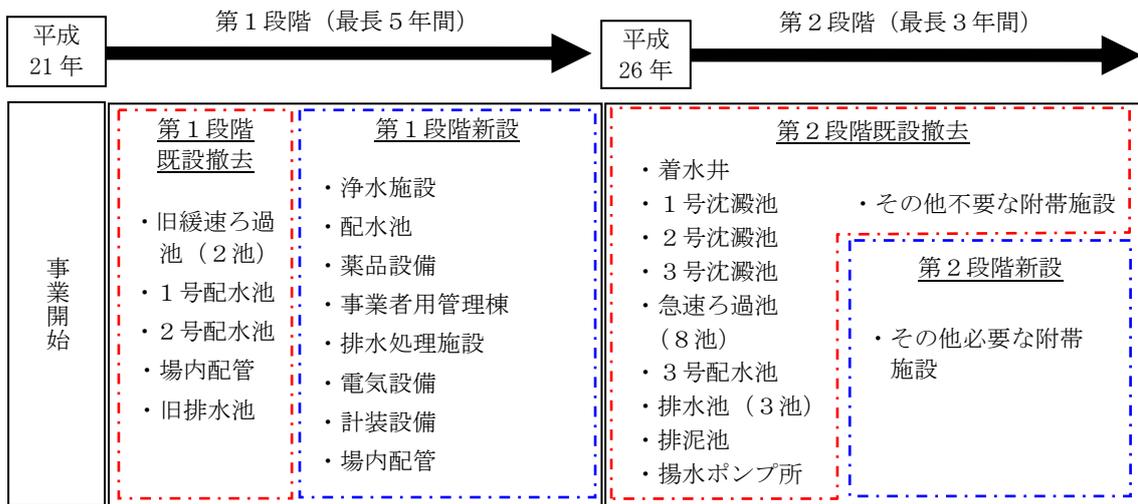
本事業の事業スケジュールは、以下のとおり予定している。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 基本協定の締結 | 平成20年12月 |
| (2) 事業契約の締結 | 平成21年3月 |
| (3) 設計・第1段階工事期間 | 平成21年4月から平成26年3月まで |
| (4) 第2段階工事期間 | 平成26年4月から平成29年3月まで |
| (5) 維持管理期間 | 平成26年4月から平成46年3月まで |

応募者が早期に工事を終わることが可能と判断する場合は、第1段階工事期間を短縮し、第1段階工事期間終了の翌日から20年間の維持管理を開始する計画を提案することができる。ただし、短縮の期間は1年単位とする。

また、第2段階工事期間については、その短縮の期間を問わず工期短縮の提案を行うことができる。

なお、現在、市が想定している工事工程を参考までに以下に示す。



11 予定価格

26,531,579,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

なお、予定価格はPFI事業として実施する場合の財政負担見込額 (単純合計) としている。

12 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令等 (法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドラインを含む。) を遵守しなければならない。

第3 事業者の選定

1 事業者選定方式

本事業の事業者選定方式は、総合評価一般競争入札によることとし、審査委員会を通じて学識経験者等の意見を聴取する。また、本事業の入札手続きは、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に基づいて実施する。

本事業の入札に参加する資格を有する者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた法人のグループ（以下「応募者」という。）とする。

なお、本事業の入札手続きは、以下のとおり実施する。詳細は入札説明書別添資料2「落札者決定基準」に示すが、おおまかな落札者決定までの手順は別紙を参照のこと。

(1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認として、応募者が本事業を実施するために必要な資格を有していることを確認する。確認に際しては、横浜市一般競争入札有資格者であることや一定の実績などの確認を行う。

(2) 提案内容の審査

上記（1）において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、応募者から提案内容を記載した書面（以下「提案書」という。）の提出を受けるほか、応募者に対するヒアリングを行う。

2 審査委員会の設置

事業者の選定は、学識経験者等により構成される「横浜市PFI事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の意見を聴取して、市が行う。

審査委員会を構成する委員は、以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者が、入札公告から落札者決定日までの間、本事業について委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本事業の入札参加資格を失うことがある。

委員長	溝口 周二（横浜国立大学大学院国際社会科学科教授）
	池田 陽子（山田・池田法律事務所弁護士）
	松下 倫子（関東学院大学人間環境学部教授）
	田口 靖（社団法人日本水道協会工務部長）
	長岡 裕（武蔵工業大学工学部教授）
	山口 学（株式会社エム・エス・コンサルティング代表取締役、 公認会計士）

3 入札参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、本事業の設計業務の実施を担う者、膜ろ過装置の製造を担う者、工事業務の実施を担う者、工事監理業務の実施を担う者、維持管理業務の実施を担う者を含む複数の企業等により構成されるグループとすること。
- イ S P Cに出資を予定している者を「構成員」、S P Cに出資を予定していない者で、S P Cから直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力会社」とする。なお、本事業において膜ろ過装置の製造を担う者及び維持管理業務の実施を担う者のうち第三者委託を受託する者は構成員になることを要するものとする。
- ウ 構成員の中から代表企業を定め、代表企業が入札参加資格確認申請時必要書類（本書第3 5において定義する。以下同じ。）の提出及び入札手続きを行うこと。
- エ 構成員及び工事業務の実施を担う者については、これらの企業名を入札時必要書類に明記の上、応募する。
- オ 代表企業の変更は原則として認めない。入札参加資格確認申請時必要書類の提出後、応募者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、入札時必要書類の提出までの間で市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更及び追加を認めるものとする。
- カ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員又は協力会社となることはできない。

(2) 応募者の入札参加資格要件

応募者の構成員及び協力会社は、下記のア及びイの資格要件を満たしていなければならない。ただし、協力会社については、「入札参加資格要件」を「協力会社としての資格要件」と読み替え、事業契約の締結日に資格の保有を確認することとする。

ア 共通の資格要件

(ア) 横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項に定める資格を有する者であること。

なお、市の入札参加資格を有しない企業が入札参加を希望する場合には、入札参加資格審査の随時登録申請又は「設計・測量等関係」、「工事」若しくは「物品・委託等関係」の特定調達契約に係る入札参加資格申請を行い、登録を認められていること。

(イ) 横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。ただし、指名停止措置要綱別表第1 7又は8に該当する者であって、指名停止期間が2週間以内のものであり、かつ、法令違反を理由とするものでない場合は、この限りでない。

(ロ) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。

a 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

b 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申

立て(ただし、再生計画の認可決定をし、その認可決定が確定した場合を除く。)

- (エ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)若しくは親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人とは、以下のとおりである。

- a 財団法人日本経済研究所
- b 株式会社日水コン
- c アンダーソン・毛利・友常法律事務所

- (オ) 審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社である者以外の者であること。

イ 各業務の実施を担う者の資格要件

設計、膜ろ過装置の製造、工事、工事監理、維持管理の各業務の実施を担う者は、次の(ア)から(ウ)の区分に応じ、それぞれの資格要件をすべて満たすものとする。

一の業務の実施を担う者の資格要件を満たす者が他に資格要件を満たす限り複数の業務を担うことは認めるものとする。ただし、工事業務を担う者と工事監理業務を担う者との兼務は認めない。また、子会社と親会社の関係にある者同士が工事業務と工事監理業務を担うことも認めない。

(ア) 設計業務の実施を担う者

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、平成9年度以降に建築士法により監督処分を受けたことがないこと。
- b 平成19・20年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(設計・測量等関係)において登載を認められている者又はその営業を継承した者と認められる者であること。
- c 技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者)が1名以上在籍していること。

(イ) 膜ろ過装置の製造を担う者

平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、日量1千 m^3 以上(公称能力)の浄水能力を有する膜ろ過装置の製造・設置実績があること。

(ウ) 工事業務の実施を担う者

- a 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、

各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

- b 平成19・20年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、建築一式工事については「建築」、土木一式工事及び水道施設工事については「土木」、機械器具設置工事については「機械器具設置」、電気工事については「電気」に登録を認められている者又はその営業を継承した者と認められる者であること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - c 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（平成20年3月31日時点における改正前の基準によるものとする。）における総合評定値が土木一式、建築一式については1,200点、機械器具設置工事、電気工事については1,100点以上の者であること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - d 平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、貯留量1万 m^3 以上（公称能力）の規模を有する配水池の建設実績（元請としての施工実績を有すること。）があること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。
- (エ) 工事監理業務の実施を担う者
上記(ア)に求める要件と同等のものとする。
- (オ) 維持管理業務の実施を担う者
- a 平成19・20年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において委託関係の営業種目で登録を認められている者又はその営業を継承した者として認められるものであること。ただし、維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - b 平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、日量1千 m^3 以上（公称能力）の浄水能力を有する膜ろ過装置の運転管理実績があること。ただし、維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - c 平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、膜の薬品洗浄について、オンサイト洗浄の実績があること。ただし、維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - d 維持管理業務のうち、運転管理業務の実施を担う者については、平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に受託した日量

1千m³以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場の運転管理業務を履行できなかった者でないこと。

（３）入札参加資格確認基準日

ア 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請時必要書類の提出期間の最終日とする。ただし、協力会社については、事業契約の締結日に確認を行うものとし、協力会社がその時点において協力会社としての資格要件を欠いていた場合は、SPCは当該協力会社に発注することはできない。

イ 入札参加資格確認基準日の翌日から入札時必要書類（本書第3-5において定義する。以下同じ。）の提出までの間、応募者の構成員が第3-3（2）の入札参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は入札に参加することができない。

ウ 入札時必要書類の提出の翌日から落札者決定日までの間、応募者の構成員が第3-3（2）の入札参加資格を欠くに至った場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

4 入札保証金

（１）応募者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項に規定する担保を提供することにより、入札保証金の支払に代えることができる。

（２）上記（１）に関わらず、応募者が自己の責任及び費用負担において、市又は応募者を被保険者とし、入札金額の100分の5以上に相当する金額を保証金額とする入札保証保険契約を自ら締結することにより、入札保証金を免除する。なお、応募者は、自らを被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権に質権を設定し、市に対して当該債券に係る証書及び当該債券に係る債務者の承諾を証する確定日付（入札保証金の納付より以前の日付とする。）のある書面を提出しなければならない。

（３）入札保証金は、落札者決定後又は入札の中止若しくは取消しの場合に還付する。

ただし、落札者の入札保証金は、事業契約の締結後に還付する。

（４）還付する入札保証金には利子を付さない。

（５）平成21年3月31日までにSPCが事業契約を締結しないときは、入札保証金は、落札者が、落札者又はSPCの責に帰すべき事由以外の事由により、事業契約の締結に至らなかったことを合理的な資料をもって証明した場合に限り、落札者に返還するものとする。

5 事業者選定のスケジュール等

(1) 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

実施事項	日程
調達公告	平成20年6月3日(火)
入札説明書等に関する説明会の開催及び参考資料の貸与	平成20年6月11日(水)
第1回入札説明書等に関する質問の受付	平成20年6月4日(水)～6月20日(金)
第1回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表	平成20年7月15日(火)(予定)
第2回入札説明書等に関する質問の受付	平成20年7月22日(火)～25日(金)
第2回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表	平成20年8月19日(火)(予定)
入札参加資格確認申請時必要書類の受付	平成20年8月25日(月)～26日(火)
応募者に対する入札参加資格の確認結果の通知	平成20年9月8日(月)
入札参加資格の確認結果に関する説明要求の受付	平成20年9月9日(火)～9月16日(火)
入札時必要書類の受付	平成20年9月24日(水)
落札者の決定	平成20年12月上旬(予定)
基本協定の締結	平成20年12月下旬(予定)
事業契約の締結	平成21年3月(予定)

(2) 事業者選定スケジュールの内容

ア 入札説明書等に関する説明会の開催

本事業に応募しようとする民間事業者等を対象に、以下のとおり入札説明書等に関する説明会を開催する。

(ア) 開催日時

平成20年6月11日(水曜日) 午前10時から11時まで

(イ) 開催場所

横浜市中区港町1丁目1番地
関内中央ビル10階会議室

(ウ) 申込方法

参加希望者は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式V-1「入札説明書等に関する説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、第6-8の本事業の事務局あてに、平成20年6月3日(火曜日)から6月9日(月曜日)午後5時までに電子メールに添付する形式で送付すること。

(エ) その他

説明会では入札説明書等の配布を行わないため、参加者は各自持参すること。

イ 参考資料の貸与

本事業に応募しようとする民間事業者等を対象に、CD-Rにて水質データ及び既存図面等の参考資料の貸与を行う。

(ア) 配布日時

平成20年6月11日（水曜日）入札説明書に関する説明会終了後

(イ) 開催場所

横浜市中区港町1丁目1番地

関内中央ビル10階会議室

(ウ) 申込方法

参加希望者は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式V-2「参考資料の貸与申込書」に必要事項を記入のうえ、第6-8の本事業の事務局あてに、平成20年6月3日（火曜日）から6月9日（水曜日）午後5時までに電子メールに添付する形式で送付すること。

また、配布日には、様式V-3「参考資料の受取書兼誓約書」を持参し、市に提出すること。

ウ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に関する質疑応答を、以下のとおり2回にわたり行う。

(ア) 質問の受付期間及び回答日（土、日を除く。）

a 第1回

(a) 受付期間：平成20年6月4日（水曜日）午前9時から6月20日（金曜日）午後5時まで

(b) 回答日：平成20年7月15日（火）（予定）

b 第2回

(a) 受付期間：平成20年7月22日（火曜日）午前9時から25日（金曜日）午後5時まで

(b) 回答日：平成20年8月19日（火）（予定）

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式V-2「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付又は郵送若しくは持参により期限必着にて提出する。ファイル形式はMicrosoft Excelとする。

なお、電子メールで提出する場合は、その着信確認は、送信者の責任において行う。また、郵送又は持参にて提出する場合は、質問書を記録したフロッピーディスクに、印刷した質問書を添付して提出する。持参する場合の受付時間は、受付期間中の午前9時から午後5時までの間とする。

あて先は、第6-8のとおりである。

(ウ) 回答の方法

入札説明書等に関する質問に対する回答は、本事業に係る横浜市水道局ホーム

ページに掲載することにより行う。

(本事業に係る横浜市水道局ホームページ：

URL:<http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/jigyosya/kyotsu/kawai-pfi.html>)

なお、いずれについても、回答に当たっては質問者を匿名化する。

エ 本入札への入札参加資格確認申請

(ア) 入札参加資格確認申請時必要書類の受付

応募者の代表企業は、入札説明書別添資料 3 「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 I - 2 「入札参加表明書」及び様式 I - 5 「入札参加資格確認申請書」等の入札参加資格確認申請時必要書類（本書において総称して「入札参加資格確認申請時必要書類」という。）を市に提出し、第 3 - 3 に掲げる本事業の入札参加資格を有することについて確認を受ける。

a 入札参加資格確認申請時必要書類の作成要領

入札参加資格確認申請時必要書類の種類及び部数等を含む作成に当たっての要領は、入札説明書別添資料 3 「提出書類作成要領及び様式集」に示す。

b 提出方法

持参又は郵送（書留）による。

(a) 持参による場合

平成 20 年 8 月 25 日（月曜日）及び 26 日（火曜日）の午前 9 時から午後 5 時までの間に、第 6 - 7 の本事業の契約に関する窓口提出する。

(b) 郵送による場合

第 6 - 7 の本事業の契約に関する窓口あてに、平成 20 年 8 月 26 日（火曜日）午後 5 時必着にて提出する。

(イ) 入札参加資格の確認方法

本入札への参加資格の確認は、入札説明書別添資料 2 「落札者決定基準」に基づき、応募者が本事業を実施するために必要な資格を有していることを確認することにより行う。確認に際しては、横浜市一般競争入札有資格者であることや一定の実績などの確認を行う。

(ロ) 応募者に対する入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認結果通知書を送付することにより行う。本入札に参加する資格がないとされた応募者については、同通知書にその理由を付記する。当該応募者は、入札説明書別添資料 3 「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 V - 6 「入札参加資格の確認結果に関する説明の要求書」を提出し、入札参加資格の確認結果に関する説明を求めることができる。提出方法は持参又は郵送（書留）とし、その詳細は、以下のとおりとする。

a 持参による場合

平成 20 年 9 月 9 日（火曜日）午前 9 時から 9 月 16 日（火曜日）午後 5 時までの間に、第 6 - 7 の本事業の契約に関する窓口提出する。

b 郵送による場合

第6 7の本事業の契約に関する窓口あてに、平成20年9月16日（火曜日）午後5時必着にて提出する。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、平成20年9月23日（火曜日）までに書面により回答する。

オ 入札手続き

(ア) 入札時必要書類の受付

応募者の代表企業は、入札書及び提案書等の入札時必要書類（本書において総称して「入札時必要書類」という。）を市に提出する。

a 入札時必要書類の作成要領

入札時必要書類の種類及び部数等を含む作成に当たっての要領は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に示す。

b 提出方法

持参又は郵送（書留）による。

(a) 持参による場合

平成20年9月24日（水曜日）午前9時から午前11時までの間に、第6 7の本事業の契約に関する窓口提出する。

(b) 郵送による場合

第6 7の本事業の契約に関する窓口あてに、平成20年9月24日（水曜日）午前11時必着にて提出する。

(イ) 入札保証金の納付

応募者の代表企業は9月24日（水曜日）の午前11時までに、第6 7の本事業の契約に関する窓口に入札保証金を納付する。

(ウ) 開札

a 日時

平成20年9月24日（水曜日）午後4時

b 場所

横浜市中区港町1丁目1番地

関内中央ビル4階 第二会議室

c 留意事項

(a) 開札は、応募者の代表企業又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、応募者の代表企業又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせて行う。

(b) 開札場所には、応募者の代表企業又はその代理人及び入札事務に関係のある市の職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することができない。

(c) 応募者の代表企業又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場所に入場することができない。

(d) 応募者の代表企業は、開札場所に入場しようとするときは、入札関係職員

にその代表者であることが証明できる身分証明書を提示しなければならない。
代理人をして入札させる場合は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式I-4「委任状」を提出するとともに、当該委任状に記載された代理人であることが証明できる身分証明書を提示しなければならない。

(e) 応募者の代表企業又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認める場合のほか、開札場所を退場することができない。

(f) 開札場所において、次の各号の一つに該当する者は当該開札場所から退出させる。

I 公正な執行を妨げようとした者

II 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

(g) 落札者の決定方法

上記ウにおいて本事業を実施するために必要な資格を有すると判断された者から、具体的な業務の実施手段・方法やサービスの対価の額等について提案を受ける。入札説明書別添資料2「落札者決定基準」に基づき、提案を提出した者のうち、基礎審査を通過し、かつ、性能と価格とを総合的に評価し、総合評価点が最も高い提案を提出した者を落札者として決定する。

総合評価点が最も高い提案を提出した者が2者以上あるときは、入札価格が最も低い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。入札価格が同額の場合は、当該者にくじを引かせて決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市の職員が代わりにくじを引き、落札者を決定する。

なお、予定価格を超過した応募者の提案は、無効となる。

a 性能の評価方法

性能の評価は、提案書の内容を評価することにより行う。

なお、提案書の趣旨を正しく理解するためにヒアリングを行うものとする。ヒアリングの日時は、平成20年11月を予定しているが、詳細は、入札時必要書類の受領後、応募者の代表企業に対し、通知する。

b 価格の評価方法

入札説明書別添資料2「落札者決定基準」に基づき、提案内容のうちの価格を点数化し、価格点を算出する。

(h) 提案内容の審査結果の通知及び公表

提案内容の審査結果は、応募者の代表企業に対して通知する。

また、審査の結果等については、落札者決定後、横浜市水道局ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

なお、応募者の代表企業は、市に対し、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式V-7「提案内容の審査結果に関する説明の要求書」を提出し、提案内容の審査結果に関する説明を求めることができる。

(i) 入札の辞退

入札参加資格確認結果通知書を送付された応募者は、入札時必要書類を提出す

るまでの間、随時、入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退する場合は、以下の方法による。

- a 入札時必要書類の提出日の前日までの間については、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式V-3「入札辞退届」を、第6-7の本事業の契約に関する窓口へ直接持参又は郵送（書留）により提出する。
- b 入札時必要書類提出日の当日においては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に提出する。

(キ) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

- a 入札参加資格確認申請書その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札
- b 調達公告及び入札説明書等に示した入札参加資格のない者の行なった入札
- c 横浜市水道局契約規程第2条において準用する横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- d 入札時必要書類が不足しているもの
- e 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- f 予定価格を超える金額で入札したもの
- g その他入札に関する条件に違反したとき

(ク) 入札に当たっての留意事項

- a 入札に当たっては、応募者の代表企業の代表者又は代理人のみが参加できる。
- b 入札に当たっては、応募者の構成員は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該構成員が所属する応募者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、事業契約の解除等の措置をとることもある。
- c 応募者の構成員が入札までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合、指名停止要綱に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合又は経営不振の状態にある場合には、入札に参加することができない。

(ケ) 入札時必要書類の書換え等の禁止

入札時必要書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回することは認めない。

第4 本事業における契約の基本的な考え方

1 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は、落札者と協議を行い、事業にかかる基本的事項を定めた基本協定を平成20年12月26日(金)までに締結する。詳細は、入札説明書別添資料4「基本協定書(案)」を参照のこと。

なお、落札者決定日の翌日から基本協定の締結日までの間、落札者の構成員が第3-3(2)の入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結しない場合がある。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、事業契約の締結までの間に、本事業を実施する特別目的会社(本書において「SPC」という。)として、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社を設立する。落札者の構成員(膜ろ過装置の製造を担う者及び維持管理業務の実施を担う者のうち第三者委託を受託する者は構成員になることを要する。)はSPCに出資することを要するものとし、その保有する議決権の割合は、次の条件に従うものとする。

ア 各構成員の議決権割合の合計がSPCの総株主の議決権の2分の1を超えること。

イ 代表企業の議決権割合がSPCの総株主中の唯一最大となるようにすること。

ウ 落札者の構成員は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、保有するSPCの株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による市の承諾を得なければならない。

(3) 事業契約の締結

市は、基本協定の規定に基づき、SPCと事業契約を平成21年3月31日(火)までに締結する。詳細は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」を参照のこと。

なお、基本協定の締結日の翌日から事業契約の締結日までの間、落札者の構成員が第3-3(2)の入札参加資格を欠くに至った場合、市はSPCと事業契約を締結しない場合がある。また、落札者の協力会社が、事業契約の締結日において第3-3(2)の協力会社としての資格要件を欠いている場合は、協力会社としての資格を失うものとする。この場合、落札者は、当該協力会社に代えて、協力会社としての資格要件を有する協力会社を補充することができる。

2 契約保証金

SPCは、以下のとおり、契約保証金を納付しなければならない。

- (1) 設計・工事期間中の契約保証金の額は、施設整備費(消費税及び地方消費税を含む。)及びこれにかかる支払利息の100分の10に相当する金額とし、SPCは、事

業契約締結と同時に納付する。ただし、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項及び第27条第3項第1号に規定する担保を提供することにより、契約保証金の支払に代えることができる。上記に関わらず、事業契約締結と同時に、SPCが自己の責任及び費用負担において、市又はSPCを被保険者とし、施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させることにより、契約保証金を免除する。なお、SPCは、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権に質権を設定し、市に対して当該債券に係る証書及び当該債券に係る債務者の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。市は、設計・工事期間中、契約保証金を返還せず、かつ、これに利子を付さない。設計・工事期間が終了したときには、市は、事業者の請求に基づき、速やかに契約保証金相当額を返還し、又は担保の提供による場合、返還に代わる適切な措置をとるものとする。

- (2) 契約保証金は、前号の規定に定めるほか、①事業者が市の政策変更等の理由により本事業を継続する必要がなくなったとき、②市が事業契約に違反し、その違反によって事業契約の履行が不可能となったとき、③法令等の変更又は不可抗力により本事業の継続が不能又は過分の費用を要することとなったとき、のいずれかにより、事業契約が終了又は解除された場合に返還する。事業者が、正当な理由がなく、事業契約に定める事業者の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められること等により事業契約が解除された場合は、市に帰属するものとするが、市が必要であると認めるときは、その全部又は一部を返還し、又は担保の提供による場合、返還に代わる適切な措置をとることができる。なお、返還する契約保証金には利子を付さない。

3 保険

SPCは、工事期間中は、次の補償限度額を条件とする第三者賠償保険（請負賠償責任保険）を、維持管理期間中（維持管理期間中に保険契約を更新することにより、維持管理期間中の保険付保が充足される場合も含む。）は、次の保証限度額を条件とする第三者賠償保険（請負賠償責任保険若しくは施設賠償責任保険、及び生産物賠償責任保険）を付保することを要する。ただし、SPCから直接、各業務を受託する構成員又は協力会社が付保することでも構わない。

対人：1人1億円以上、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり10億円以上

4 市とSPCの責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することがで

きる者が当該リスクを分担する」との考えに基づき、リスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、市が行う業務にかかるリスクは市が負担し、S P Cが担う業務にかかるリスクはS P Cが負担することを原則とする。ただし、不可抗力など当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市とS P Cの責任分担は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。

5 融資者との直接協定の締結

市は、本事業の安定的な継続を図るため、S P Cに融資を行う融資者(以下「融資者」という。)との間で協議を行う。市がこの協議を行う場合、次の各号に掲げる事項を含む直接協定を締結するものとし、S P Cはかかる直接協定を締結した融資者からの融資を受けるものとする。

- (1) 融資者によるS P Cに対する債権回収・保全の状態及びS P Cの財務状況に関する市への報告に関する事項
- (2) 事業契約に関しS P Cに損害賠償を請求し、又は事業契約を終了させる際の融資者への事前通知及び融資者との協議に関する事項
- (3) S P Cの事業契約に基づく義務又は融資者との間の融資契約に基づく義務の履行について懸念が発生した場合における、市及び融資者による本事業の円滑な推進に向けた協議に関する事項
- (4) S P Cの株式又は出資の全部又は一部を、出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての融資者との間で行う事前協議に関する事項
- (5) 融資者がS P Cへの融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資者との間で行う事前協議に関する事項
- (6) 市による事業契約の解除に伴う措置に関する事項

第5 本事業に関する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

1 法制上及び税制上の措置

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合、可能な範囲で市は必要な協力を行う。

2 財政上及び金融上の支援

- (1) 本事業は、国庫補助金の交付の対象となる可能性がある事業であり、PFI法第16条に基づき施設整備に対する国庫補助金が交付される場合には、これを事業者が負担する施設整備費の一部に充当する。市と事業者は、ともに当該国庫補助金を受けられることができるよう努め、交付が決定した場合には、協力、連帯して申請手続き等を行うものとする。

なお、交付が想定される国庫補助金の種類及び金額を算定するための計算式又は金額は、以下のとおりである。

ア 緊急時給水拠点確保等事業費 配水池

金額を算定するための計算式：

新設配水池（ただし、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」第2 3（3）表3-3及び表3-4のうちNo. 4-10から4-12を除く。）にかかる直接工事費及び共通費
 $\times 0.423 \times 1 / 3$

イ 緊急時給水拠点確保等事業費 基幹建造物の耐震化事業

金額：66,000,000円

- (2) 事業者は、本事業に適用が可能で、民間事業者が申請し、交付を受けることができる補助金があるかを調査し、これに該当する補助金があることが判明した場合は、当該補助金を受けられることができるよう努めるものとする。また、市は、これに対し、必要に応じて協力を行う。

なお、交付の可能性がある場合は、市と事業者は、本事業にかかる費用への充当方法等について協議する。

- (3) 事業者は、国等において講じられている融資制度等の金融上の支援が適用されるよう努力し、これらの支援が適用される可能性がある場合は、これを市による事業者への支払の一部に充当すべく、市と協議する。また、市は事業者が当該支援を受けられることができるよう努める。

- (4) 市は、本事業において、SPCに対する補助、出資、債務保証等の支援は行わない。

3 その他の支援

市は、本事業の実施に必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力を行う。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者は対応策を協議する。

第6 その他本事業の実施に関する事項

1 本事業に係る情報の提供方法

審査の結果その他本事業に係る情報の提供は、横浜市水道局ホームページ等を通じて行う。

2 入札に当たっての費用の負担及び報奨金の交付

入札に当たっての費用は、すべて応募者の負担とする。

ただし、本事業は、市の公民協働事業応募促進報奨金交付の対象事業に指定されており、総合評価において第2位順位、第3位順位となった者は、「公民協働事業応募促進報奨金交付要綱」に定める報奨金交付の申請ができる。

3 提案書の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、提案内容の審査結果の公表に必要な範囲で落札者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提案書の返却

落札者以外の応募者から提出された提案書は、一式を除いて返却する。なお、返却に際し発生する費用は、応募者が負担する。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

4 入札に際し使用する言語、単位及び通貨単位並びに時刻

入札に際し使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

5 応募者を構成する法人の名称の公表

市は、落札者決定後まで、応募者の構成員の名称を公表しないことができるものとする。

6 本事業の入札に関する苦情の申立て

本入札における入札参加資格の確認その他の手続きに関しては、「政府調達に關す

る苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、横浜市行政運営調整局契約財産部契約第一課調整担当(電話045-671-3805)(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

7 本事業の契約に関する窓口

本事業の契約に関する窓口は、以下のとおりである。

横浜市水道局 総務部 経理課 契約係

所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 関内中央ビル4階

電話 045-671-3060 (ダイヤルイン)

8 本事業の事務局

本事業の事務局は、以下のとおりである。

横浜市水道局 施設部 計画課 事業計画係 鈴木、奥山

所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 関内中央ビル3階

電話 045-671-3119 (ダイヤルイン)

F A X 045-663-8820

電子メール su-keikaku@city.yokohama.jp

URL: <http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/jigyosya/kyotsu/kawai-pfi.html>

別紙 落札者決定までの手順

